

## 調査基準価格（工事・業務委託）及び最低制限価格の 運用見直しについてのお知らせ

現在、調査基準価格（工事・業務委託）及び最低制限価格については各要領に基づいて算出した数値の千円未満を切り捨てたものとして運用しているところですが、過度な積算競争への対応として、下記のとおり運用の見直しを行います。

### ○改正内容

算出された調査基準価格（工事・業務委託）及び最低制限価格に係る端数調整方法

#### （改正後）

- ① 1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げた価格とする。
- ② 100万円以上1,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げた価格とする。
- ③ 100万円未満の場合は千円未満を切り上げた価格とする。

（現 行）千円未満を切り捨て

### ○適用年月日

令和4年7月1日以降入札公告又は指名通知する案件から適用

### 調査基準価格（工事・業務委託）及び最低制限価格算出例

	請負対象設計額 (予定価格)	調査基準価格及 び最低制限価格 算出値 (端数調整前)	調査基準価格 及び 最低制限価格 (現 行) ※千円未満 切り捨て		
1	107,527,200	100,000,296	100,000,000	<div style="color: red; font-weight: bold;">調査基準価格及び最低制限価格 (7/1以降)</div> <div style="color: red; font-weight: bold;">※入札公告及び指名通知するもの</div>	
2	10,753,270	10,000,541	10,000,000		<div style="color: red; font-weight: bold;">100,100,000</div> <div style="color: red; font-weight: bold;">10,100,000</div>
3	10,010,000	9,309,300	9,309,000		<div style="color: red; font-weight: bold;">9,310,000</div> <div style="color: red; font-weight: bold;">1,010,000</div>
4	1,0758,00	1,000,494	1,000,000		<div style="color: red; font-weight: bold;">996,000</div>
5	1,070,300	995,379	995,000		<div style="color: red; font-weight: bold;">-</div>
-	-	-	-	<div style="color: red; font-weight: bold;">算出額 1千万円以上 ※10万円未満切り上げ</div> <div style="color: red; font-weight: bold;">算出額 1百万円以上1千万円未 満 ※1万円未満切り上げ</div> <div style="color: red; font-weight: bold;">算出額 1百万円未満 ※1千円未満切り上げ</div>	

※業務委託（複合業務）の算出例については次頁参照

## 業務委託（複合業務）の算出例

### < 現行 >

工区	業務の種類	調査基準価格算出額 (端数調整前) …① ※小数点以下切り捨て	①の金額を業務の種類毎 に端数調整…② ※千円未満切り捨て	調査基準価格 (現行) ②の金額の合計額
1	測量	5,703,830	5,703,000	<u>19,819,000</u>
	調査	3,883,546	3,883,000	
	設計	10,233,769	10,233,000	

- ・上下限額の判定は、業務の種類毎に②の端数調整後（千円未満切り捨て）の算出額で実施



### < 7/1以降入札公告及び指名通知するもの >

工区	業務の種類	調査基準価格算出額 (端数調整前) …③ ※小数点以下切り捨て	③の金額の合計額 …④	調査基準価格 (7/1以降) ④の金額を端数処理
1	測量	5,703,830	19,821,145	<u>19,900,000</u>
	調査	3,883,546		
	設計	10,233,769		

- ・上下限額の判定は、業務の種類毎に③の端数調整前（小数点以下切り捨て）の算出額で実施
- ・④の金額が 1千万円以上 → 10万円未満切り上げ、1千万円未満 → 1万円未満切り上げ

## 《特記事項》

適用される調査基準価格及び最低制限価格については、入札公告及び指名通知された時期により以下のとおりとなります。

入札金額算定の際はご留意ください。

#### ①令和4年4月30日までに入札公告及び指名通知されたもの

概略：現場管理費の割合が予定価格の算出基礎となった金額の8/10

対象：調査基準価格（工事）、最低制限価格

#### ②令和4年5月1日以降に入札公告及び指名通知されたもの

概略：現場管理費の割合が予定価格の算出基礎となった金額の9/10

対象：調査基準価格（工事）、最低制限価格

#### ③令和4年7月1日以降に入札公告及び指名通知されたもの

概略：端数調整に係る運用が当該お知らせのとおり金額帯に応じたの切り上げとなります。

対象：調査基準価格（工事・業務委託）、最低制限価格

※詳細については各種要領をご確認ください。

※③に係る改訂版は後日技術管理課ホームページに掲載予定です